



人権教育・啓発コーナー

# ひまわり

(19)

阿南市の花「ひまわり」の花言葉は、「光輝く」です。人権について考え守っていくことが、まさに光り輝く阿南市づくりにつながります。人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、人権に対する思いを掲載していきます。

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立

この法律の趣旨を一人でも多くの人々に！

阿南市人権教育・啓発講師団

講師 歯朶山 加代さん

昨年の通常国会で、自民、公明、民進の3党で議員提案されていた「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、部落差別解消推進法）が11月16日の衆議院法務委員会で賛成多数で可決され、翌17日の衆議院本会議でも賛成多数で可決、参議院に送付されました。

法案は5月の通常国会に提出され、法案の趣旨説明と審議がおこなわれていきましたが、通常国会会期末の段階のため継続審議の手続きがとられ、次期国会での議論となりました。

ちなみに5月24日のこの国会では「ヘイトスピーチの規制に関する法

律」が制定となっています。

12月1日、参議院法務委員会が自民党の門 博文・衆議院議員が「部落差別解消推進法案」の趣旨説明と内容を説明し、現在もなお部落差別が存在し、さらにインターネット上の差別情報の氾濫など、新たな課題に対応するための法案の必要性を強調しました。

この日の質疑では、自民党の西田昌司議員、民進党の有田芳生議員、小川敏夫議員、公明党の佐々木さやか議員、沖縄の風の糸数慶子議員などが質問をおこない、特に有田議員は、鳥取ループ・示現舎の「全国部落調査」復刻版出版事件を取り上げ、部落差別の厳しい実態に対応する法案内容の充実を求めました。

また、12月6日の法務委員会では、部落解放同盟中央本部の西島書記長が参考人として意見を述べ、結婚差別や土地差別間い合わせなどの事例、鳥取ループ・示現舎の事件を紹介し、法案が「部落差別は社会悪」であるとして、あらためて国や自治体の取組推進を課題にしていることを評価、法案が部落差別撤廃に向け

た施策推進や日本の人権状況を改善していく方向につながることを期待すると意見表明をおこないました。そして、12月9日参議院本会議において「部落差別解消推進法」が一つの党を除いて与党、野党賛成多数で可決、成立となり12月16日施行となりました。

この法律は日本史上始まって以来、初の「部落差別」を明記した法律であり、「ヘイトスピーチ規制法」と同様に罰則規定のない理念法であるとはいえ、日本社会にある部落差別の存在を認めたことの意義は大きいものがあるといえます。条文は全体で6条から成り立っています。

第一条（目的）：現在もなお部落差別が存在すること、部落差別の解消を国および地方公共団体の責務として部落差別の解消を推進することによって、部落差別のない社会を実現する。

第二条（基本理念）：全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める。

第三条（国および地方公共団体の責務）：基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を推進する責務を有する。

第四条（相談体制の充実）：部落差別に関する相談に的確に応ずるた

めの体制の充実を図る。  
第五条（教育および啓発）：部落差別を解消するための教育・啓発をおこなう。

第六条（実態に係る調査）：部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、部落差別の実態調査をおこなう。

以上のように条文はわずか6条からなるものでありますが、先ほど述べてきたように、いわゆる「同和対策事業特別措置法」（環境改善のための事業法）が2002年に期限切れし、部落差別はなくなった、あるいは部落差別をなくす取組から手を引こうとする現在の状況にこの法律の持つ意義は大きいものがあるといえます。

いまだに被差別部落の青年たちは就職や結婚など人生の節目ごとに部落出身であることはいやおう無く向き合わざるを得ない現実があります。そして、ネット上では事実無根な悪質な書き込みがこうしていたった今もなおおこなわれていることに目をそらさないうで、水平社宣言のごとく全ての人々が人間として尊厳を持つ存在である社会が一日も早く来ることを願うものであります。

### 問い合わせは

人権・男女参画課

（☎22-3094）へ

